

真の地域主権確立に向けた意見書

平成23年4月に地域主権改革関連3法案、8月に地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律が成立し、自治体に多くの事務が移譲されることとなったことを受け、改革の推進を図るため各自治体ともその準備を進めてきたが、現在事務事業だけが移譲されその財政措置はいまだなされていない。

当初、地域主権関連3法案の成立を切に願ったのは、国の議論の場において「地域が創意工夫を凝らしながら市民に一番身近な地方自治体がその地域に合った政策を行うことで、より市民サービスの充実・市民満足度の向上を目指す。これに伴う財源は補助金の一括交付金により地方自治体が効果的・効率的に用途を決めることができるよう措置する」というものであったからである。

そうした議論の中、長引く不況の影響で地方交付税交付団体になる自治体が全国で増加し、現在では地方交付税の不交付団体は全国の約3パーセントとなっている。

地方交付税交付金といえばもとは国民の税金であり、国民に等しく享受されるべきものにもかかわらず、国は交付税交付団体に手厚い政策との考えのもと、まさに身を削る思いをしながら財政運営をしている不交付団体に対しては、臨時財政対策債を廃止するなど当初の地域主権の理念とはかけ離れた方向を示している。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、地方交付税の不交付団体として真の地域主権確立のため下記の項目について強く要望する。

記

- 1 国は憲法第92条の地方自治の原則に基づき補完性の原則を重視し、市民に身近な行政サービスは基礎自治体が広く担い、国と地方がより適切な役割分担ができる制度を早期に確立すること。
- 2 地方交付税の措置は各自治体の財政実態に鑑み、交付すること。
- 3 地方交付税に頼らずとも、税などの自主財源を歳入の基盤とした地方財政の安定と政策の自立を促すため、都市財政の充実・強化を早期に行うこと。
- 4 東京都は事務事業移管に伴う財源措置が確実に行われるよう国に働きかけること。また、その財源措置が不十分な経費等について地方交付税の不交付団体に対しても適切に交付すること。
- 5 上記が実現されるまでの間、臨時財政対策債の発行を継続すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月28日

三鷹市議会議長 白鳥 孝